四　広帯域電力線搬送通信設備

(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。

(2)　伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の㈠から㈣までの各表に定める値以下であること。ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に収容されている場合は、㈢の規定は、適用しない。

㈠　通信状態における電力線への伝導妨害波の電流

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		三六デシベルから二六デシベルまで※	二六デシベルから一六デシベルまで※
五〇〇kHz以上二MHz以下		二六デシベル	一六デシベル
二MHzを超え一五MHz未満		二〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあっては、三〇デシベル）	一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあっては、二〇デシベル）
一五MHz以上三〇MHz以下		一〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあっては、二〇デシベル）	〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあっては、一〇デシベル）

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈡　非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇KHz未満		六六デシベルから五六デシベルまで※	五六デシベルから四六デシベルまで※
五〇〇kHz以上五MHz以下		五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下		六〇デシベル	五〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈢　通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		四〇デシベルから三〇デシベルまで※	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下		三〇デシベル	二〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈣　放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

(3)　(2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

(5)　屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

五　誘導式読み書き通信設備

(1)　搬送波の周波数が一三・五六MHzであること。

(2)　搬送波の周波数の許容偏差は、百万分の五〇以内であること。

(3)　漏えい電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

㈠　一三・五五三MHz以上一三・五六七MHz以下の周波数において毎メートル四七・五四四ミリボルト

㈡　一三・四一MHz以上一三・五五三MHz未満又は一三・五六七MHzを超え一三・七一MHz以下の周波数において毎メートル一・〇六一ミリボルト

㈢　一三・一一MHz以上一三・四一MHz未満又は一三・七一MHzを超え一四・〇一MHz以下の周波数において毎メートル三一六マイクロボルト

㈣　㈠から㈢までに掲げる周波数以外の周波数（高調波及び低調波に係るものを除く。）において毎メートル一五〇マイクロボルト

(4)　高調波又は低調波による高周波出力は、五〇マイクロワット以下であること。

(5)　設備は、通常の使用状態において人体にばく露される六分間平均での電波の強度が、次に掲げる値を超えないよう措置されていること。

㈠　電界強度が毎メートル六〇・七七ボルト

㈡　磁界強度が毎メートル〇・一六アンペア

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

第四十六条の二第一項第六号の(4)、第七号の(3)及び第八号の(6)中「第一号の(6)」を「第一号の(7)」に改める。

第四十六条の三第一項第一号から第五号までを次のように改める。

一　搬送式インターホン及び一般搬送式デジタル伝送装置

(1)　接続図

(2)　外観

(3)　漏えい電界強度の設計値

(4)　設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度の設計値